

# SCOPE

未来への  
羅針盤  
スコープ

Dec. 2017  
No.198  
12  
月号

## 好評連載

徳田孝司の「月刊マルトク堂」  
もう悩まない事業承継・M&A徹底解説  
「ぶらトク」新宿でLet's Dance!!

## お役立ち！

税務・税金の話  
医療ステーション



辻  
本郷

の ON / OFF

# CONTENTS

## 01-03

### 辻・本郷の ONとOFF

04 ●税金Q&A  
報酬に関する源泉徴収と支払調書

05 ●医療ステーション  
入院医療の方向性

06 ●税金  
配偶者控除の見直しについて

07 ●国際税務  
タイでの申告が必要な税制について

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説  
M&Aを活用した事業承継の進め方

09 ●コラム  
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム  
徳田孝司の  
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く  
「ぶらトク」

#### 今月号のテーマ

「あなたの  
OFFの  
過ごし方」

今月の執筆者には、OFFタイムの過ごし方についてコメントをいただいています。

「あなたの  
OFFの  
過ごし方」

#### S T A F F

発行人  
徳田孝司

編集総責任者  
佐脇ゆかり

広報室  
佐脇ゆかり  
東方実菜子

編集長  
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)  
編集  
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)  
亀井祐美子(ラユニオン・パブリケーションズ)  
生出祐子(And-Fabfactory)

デザイン  
片寄雄太(And-Fabfactory)  
東方実菜子(辻・本郷 税理士法人)

撮影  
吉永和志  
ライター  
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ  
印刷所 株式会社三千和商工  
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は  
辻・本郷 税理士法人  
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6  
JR新宿ミライナタワー28階  
TEL:03-5323-3312 広報室  
Mail:scope@ht-tax.or.jp

# 辻・本郷の

# ON OFF

お客様の会社の会計を預かる、辻・本郷 税理士法人のスタッフたち。丁寧かつ責任を持って日々の仕事に取り組む一方で、趣味に打ち込んだり、リラックスを求めたりするなど、オフの時間も有意義に活用しています。今月号では、ONのこだわりとOFFの過ごし方にスポットライトを当て、辻・本郷 税理士法人の力の源になっている人材の魅力に迫ります。



郡山事務所  
伊東雄太さん

## ON

毎朝鏡の前で髪の設定をするという伊東さん。使うジェルもロレッタのハードゼリーというこだわりの逸品。普通の薬局では売ってなくて、ロフトで買っているそう。「1日のスタートに、短髪の髪をジェルで固めると、仕事モードのスイッチが入ります」との言葉通り、いつも決まっています。



伊東さんの趣味は料理。「煮物」、「炒め物」、「洗い物」と複数のタスクを効率よくこなそうとすると「仕事を忘れて没頭できます(笑)」最近作った料理はイワシの香草パン粉焼きといった本格的なもの。友人のホームパーティーなどで振る舞うこともあるそうです。

## OFF

海釣りが大好きだという小川さん。晴れたお休みは、船に乗って釣りに出かけるそう。釣った魚を捌いて、晩ご飯の食卓に上ることも。「自分で釣った魚を美味しい日本酒でいただく。最高に幸せなひとときです」とのこと。



## ON



小川さんの仕事のスイッチは、その日のドリンクを用意すること。アイスコーヒーを愛飲する理由は「実は猫舌なんです」とのこと。文章の校正など、細かい読み込みをする必要があるときは、トマトジュースにするなど、シチュエーションによって使い分けています。



新宿ミライナタワー事務所のカフェテリアにあるコーヒーマーカー

新宿ミライナタワー事務所  
営業部  
小川美紀さん

## OFF

# 辻・本郷の ON/OFF



毎日、きっちり仕事をし終えて定時に上がる森島さん。その秘訣を聞いてみると、「定時後の予定をきっちり立てる事です。私の場合は、いま取り組んでいる筋トレの綿密な計画ですね。目標があると集中してがんばれます」とのことでした。仕事の効率も、今年になって格段にアップしたそうです。



起業家サポートセンター  
**森島 魁さん**



森島さんのオフの過ごし方は、とにかくジムでの筋トレ。3日かけていろんな部位を鍛えることを繰り返しているそうです。「勉強と違い、見た目でどんどん変わっていくのがおもしろいです。お酒も少なくなり、代わりにプロテインを飲んでいます」というくらいハマりようです。

ON

OFF



インテリア好きの石川家。注目すべきは落ち着いた雰囲気ソファで、「ショールームで初めて出会ったときは高くてあきらめましたが、3か月後にアウトレットで半額になっているのを見てしまっ。運命です(笑)」と購入。間接照明も加え、リラックスするのがオフの過ごし方ようです。

手元にシックな腕時計が光る石川さん。5年前に思い切って背伸びして買った時計だそうです。メーカーはグランドセイコー。黒い革のバンドもおしゃれです。「先輩から、ひとつぐらい良いものを身に付けようよと勧められました」と、今日もデスクに向かう度に時計を見つめ、がんばっています。



名古屋事務所  
**石川 真也さん**

ON

OFF



新宿ミライナタワー事務所  
社会福祉法人部  
**高橋 寿和さん**

その場にただでさえ雰囲気が和む、辻・本郷きつての笑顔を持つ高橋さん。「大人になって気付かされたことが多く、笑顔の大切さを学びました。大好きなミスターチルドレンの歌詞に笑顔の秘訣が書いてあるものがあったことも大きかったですね」と、とびっきりの笑顔で話してくれました。

ミスターチルドレンの地方ライブにも駆け付ける高橋さん。その前後でドライブや美味しい特産品を楽しんでいます。「いま半分ぐらいの都道府県を訪問しました。9月の熊本ライブの時は、阿蘇や高千穂へ行きました！」とのこと。聞けば、子どもの頃から放浪が大好きだったようです。



宮島 厳島神社(広島県)



高千穂峡(宮崎県)



阿蘇 草千里ヶ浜(熊本県)

ON

OFF

# 辻・本郷のON/OFF



新宿ミライナタワー事務所  
相続部  
井口麻里子

【ON】お客様に身近に感じてもらえる仕事をしたいと心がけています。きちんとジャケット&スカートそしてヒールを履き、きれい目な格好が多いです。【OFF】平日の私と180°違って、ゆる〜い服装です。ゆったりワンピースにベタンコ靴。土日はリラックスモード全開で過ごします。



【OFF】ミステリーやホラー系を読んで、非日常を愉しんでいます。また、少し疲れてきたら、泣ける本を読んで涙活をしています。たまたま読んだ本が感動系の話で、電車の中で涙が止まらなくなったときはさすがに焦りましたが…。

Hongo Connect & Consulting 松本愛美

【ON】筆記具にこだわっています。三菱の「ジェットストリーム」を使用しています。かつて学び直して受験をする同僚が退職する際にプレゼントし、無事合格したことから、書きやすいだけでなく縁起のいいペンだと思っています。



名古屋事務所 柴田憲三



川口東事務所 村社淳

【OFF】愛車のロードバイクで無心に汗を流します。多くの自転車はアジアに生産拠点を移しています。日本やイタリアなど、先進国内で生産可能なのは高額なカーボンフレームやホイールだけなんだと、産業構造を読み取れ仕事にもつながります。



【ON】「出勤前にチョコを食べる」私の13歳からのルーティンです。朝から甘いものを食べる事は頭が回転して、生産性が上がると言われています。現在はブラックサンダーとチョコパイがお気に入りです。

深谷事務所 橋本和也

【OFF】数か月前からハマり始めたネイルサロンに通うことです。アート系の凝ったデザインのコースにいつもしてもらうので、毎回のデザインを選んでいる時が一番楽しいです。周りに気づいてもらえると、会話も弾んで楽しいです。



新宿ミライナタワー事務所 法人第二部 増谷磨耶

【ON】椅子ですが正座をします。正座をすると自然と姿勢が良くなるため、気持ちが引き締まり、集中出来る気がします。急な来客時に足がしびれて動けない点と、スーツがしわになってしまう点が欠点です。



四日市事務所 水谷純



【OFF】サッカー観戦が趣味でFC東京を応援しています。ホームの試合はほとんど行きますし、アウェイにも行きます。ゴール裏から大きい声で応援していると気分転換になり、また月曜から仕事に頑張ろうと思えます。

新宿ミライナタワー事務所  
ヘルスケア事業部 滝 伊津子



東京中央事務所 山本容子

【ON】「お気に入りの小物」「おいしいお菓子」「おいしいランチ」で気分をあげて仕事をするように努めています。

【OFF】毎朝、京都の世界遺産である東寺と自宅を往復でランニングしています。早朝からいろんな人に挨拶できるため、気分がリフレッシュできます。



大阪事務所・法人部 出村優真

【ON】不明点を教えていただいた後に、メモをまとめて自分なりのマニュアルを作成しています。また、仕事を教えるときは明るく少し笑いを入れて楽しく、記憶に残るように教えるように心がけています。

代々木事務所 天羽健斗



【OFF】仕事から帰って、自宅に着くとまずペットの愛鳥達(セキセイインコ・コザクラインコ・コガネメキシコインコ)を放鳥して、彼らと思い切り戯れて、OFFモードに切り替えます。

北九州事務所 内海和枝

誰しも人生の中で、大きな時間を占める仕事と余暇の時間。その両方を魅力的に過ごす人こそ、辻・本郷 税理士法人でお客様のために活躍できるスタッフだと私たちは考えています。プライベートの充実が、仕事をする上での活力。読者のみなさまは、どのような余暇をお過ごしでしょうか？ぜひ、辻・本郷のスタッフにお聞かせください。

ぎもん・しつもん・お答えします

## 税金 Q&A

# 報酬に関する源泉徴収と 支払調書

### Q uestion

当社は、会社経営（主に人事関係）に関するコンサルティング会社です。毎年、年末から年始にかけて会計事務所から、弁護士や司法書士に関する報酬の支払いはないかと聞かれます。弁護士等に報酬を支払う場合、所定の源泉徴収の義務があり、1月末まで支払調書を税務署に提出するため、と聞きましたが、制度の概要を教えてください。

税金Q&Aでは皆さんの  
税金への疑問にお答えいたします。  
税務に関する質問を  
[scope@ht-tax.or.jp](mailto:scope@ht-tax.or.jp) まで  
お寄せください。

### A nswer

回答は2つに分かれます。①弁護士等に対する源泉徴収についての説明、②税務署提出および支払いを受けるものに対する支払調書についての説明です。

#### 1. 弁護士等の士業に対して支払う報酬の源泉徴収

所得税法は、居住者に対して支払う報酬・料金等について支払いの際、一定の税額を源泉徴収し、徴収税額を税務署に納付することとなっています。弁護士や税理士のほかに、公認会計士や社会保険労務士および司法書士など多くの士業が対象となります。税法には士業のほかには、原稿料や芸能人なども規定しています。ここでは主な士業に限って説明します。支払先が個人の場合には、源泉徴収の必要がありますが、弁護士法人・税理士法人・監査法人・社会保険労務士法人等の法人の場合には源泉徴収の必要がありません。ただし後述する支払調書は作成、提出しなければなりませんのでご注意ください。

司法書士・土地家屋調査士に対する支払の場合は、(支払金額-1万円)×10.21%が源泉徴収すべき税額になります。

その他の弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士、測量士、不動産鑑定士等は、支払金額×10.21%が税額です。ただし1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分について20.42%です。

#### 2. 支払調書の作成と交付および税務署に対する提出

会計事務所で年末年始に質問するというのは、税法の規定で1月31日までに前年に会社で支払った報酬等の各人別の支払調書を作成し、支払調書合計表とともに提出する義務があるためです。

原則として消費税額を含んだ1年間の支払金額が5万円を超えた支払先の士業について提出します（提出用はマイナンバー記載あり）。弁護士法人・税理士法人等で源泉徴収税額がなくても提出の義務があります。また、弁護士等本人にも支払調書を交付する場合がありますが、本人交付分にはマイナンバーを記載してはいけないことになっています。

「あなたの  
OFFの  
すごし方」

私のオフは、日曜日の「NHK将棋トーナメント」の観戦です。都合で見られないときはビデオで必ず観戦します。それ以外、上野鈴本演芸場の「寄席」に行く、寄席に行けないときは「志ん朝」や「小三治」、「枝雀」、「喬太郎」のDVDで寄席気分を味わう、至福の時間です。(小林)



来年4月に診療報酬と介護報酬の同時改定があります。診療報酬は2年、介護報酬は3年ごとに改定されます。今回は2025年問題を見据えメリハリの利いた改定になりそうです。



恒吉弘基 (つねよしひろもと) ●ヘルスケア事業部顧問

▲社・本郷 SCOPE  
ヘルスケアコラム

## 入院医療の方向性

国の財政状況が厳しい中、社会保障費の増加を抑えるために、来年4月の診療報酬改定では薬価の部分を中心に大きく引下げ、医師の技術料本体について評価の上げ下げで調整し、全体としてマイナスの改定になるようです。

看護必要度の高い急性疾患・重症患者を受け入れる急性期病院は、入院患者7人に対し看護師1人の看護配置という手厚い看護体制の中で患者に高度な医療を提供し、14日以内に在宅復帰させることとなっています。ところが7対1の看護配置の病院でありながら、手術件数や救急車の搬入件数が少なく高度医療の担い手になっていない病院もあります。看護必要度がゆるやかな10対1の急性期病院と看護必要度・平均在院日数を分布比較するとダブっている7対1の病院が少なからずあります。7対1の病院の1日の患者1人当り単価は約52,000円、10対1の病院の場合約37,000円と1.4

倍の医療費を投入していますので、前出のダブっている部分にある7対1の病院については診療報酬評価が厳格化され、売上減少となるでしょう。本当の急性疾患・重症患者を受け入れないと経営は厳しくなります。

主に高齢の患者を受け入れる慢性期病院は、看護配置20対1・25対1の医療療養病床と介護療養病床が約33万床あります。25対1の医療療養病床(8万床)と介護療養病床(6万床)は来年3月で制度上の期限が切れ、他の病棟・床などに6年以内に転換することとなりました。

有力な転換施設として医療と介護が並存する介護医療院が新たにスタートします。看護配置20対1の医療療養病床は存続しますが、医療の必要性の高い患者を入院させないと診療報酬上ますます評価されなくなります。

リハビリを提供することによって身体機能の改善を目指す回復期リハビリ病棟・床は、リハビリ

による身体機能の改善度を評価し、改善していなければ、いくらリハビリを提供しても売上にプラスされないこととなります。

「急性期病院から在宅への橋渡し」、「在宅で急性増悪した場合の受け入れ」、「介護疲れした患者家族の受け入れ(レスパイト入院)」の3つの機能を提供する地域包括ケア病棟・床は現在5万2千床余りありますがまだまだ増えそうです。入院から在宅への流れは強化されており、地域包括ケア病棟・床のニーズは高まります。参考までに療養病院の医療費は一人あたり入院53万円/月に対し訪問診療は32万円/月(入院の6割)です。

多様な病棟・床に適合する入院患者を集めること。治療の改善度を高めること。在宅復帰率を高めることが入院の医療経営のポイントです。そのためには地域の中での「連携力」「営業力」「アピール力」の強化が必要になってきます。

### 「あなたのOFFの過ごし方」

これといったOFFの過ごし方はありませんが、休日の朝は江戸川沿いを1時間散歩し、風呂に入ってリラックス感を満喫しています。面白そうな映画があるとシニア割引を使い妻と行きます。最近トムクルーズ主演の「バリー・シール アメリカをはめた男」を観に行きました。夕方は妻と夕食メニューを決め食材買いにスーパーに行きます。平凡ですがこれが私のOFFの使い方です。(恒吉)

## 配偶者控除の見直しについて



久和 大輝

(きゅうわたいぎ)

● 京都事務所

平成30年以降の「配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱い」が変更されました。1月以降の給与支払時の源泉徴収にも影響しますのでご注意ください。

## 【控除額の改正】

① 配偶者控除が改正され、給与所得者（世帯主）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなく

なりました。また、給与所得者の合計所得金額が900万円を超える場合、段階的に控除額が減ることとなりました。（改正前：給与所得者の合計所得金額に制限なし）

② 配偶者特別控除が改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。（改正前：38万円超76万円未満）

## 合計所得金額別の配偶者控除等の金額

	配偶者の合計所得金額	給与所得者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	38万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
以下省略				

## 【扶養親族等の数の算定方法の変更】

給与等の支払時に源泉徴収する税額の計算に当たって、扶養親族等の数を算定する必要があります。扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

源泉控除対象配偶者に該当する要件は次のようになります。

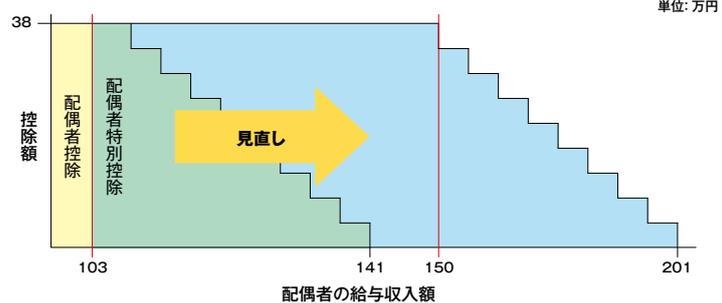
① 給与所得者の合計所得金額が900万円以下であること。

② 配偶者の合計所得金額が85万円以下であること。

源泉徴収する税額の計算以外に平成30年1月1日以後、最初の給与

等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する扶養控除等申告の記載内容も変更となっておりますので、お気を付けください。

## 配偶者控除等の見直しのイメージ



「あなたの  
OFFの  
過ごし方」

最近の休日にはもっぱら漫画「キングダム」を読みふけております。「キングダム」は古代中国の秦の王様が始皇帝になるまでの話です。キャラクターの勢いや疾走感に感化されながら、次の出勤日に備えて英気をやしなっています。(久和)



坂本 征大

(さかもとゆきひろ)

●タイ事務所

タイにおいて月次及び年次で申告が必要な税金の概要について解説します。

## 1. 法人税

税率：20%

申告・納付期限：決算日後、150日以内

※ただし払込資本金500万バーツ以下、かつ収益が年3,000万バーツ以下の中小企業に関しては、所得金額が「30万バーツ以下は0%」「300万以下は15%」と、軽減税率が認められています。

法人税額は「(課税所得×税率)－中間納付税額－源泉徴収税額控除－税額控除」で計算され、課税所得の算定は「会計上の収益－会計上の費用±申告調整項目－繰越欠損金の金額」で計算します。また損金算入限度額を超える分の交際費や純利益の2%を超える寄付金等については損金算入が認められていません。

## 2. 源泉徴収税

税率：(表1.1)(表1.2)を参照

申告・納付期限：翌月7日

源泉徴収税の課税対象取引は、内国法人、外国法人に対する一定の支払取引において発生し、法人税の前払い的な性格を有しています。

### ●内国法人への支払い (表1.1)

対象項目	税率
利子	1%
ロイヤリティ、コミッション等	3%
賃貸料	5%
配当	10%

### ●外国法人への支払い (表1.2)

対象項目	税率
配当	10%
利子、ロイヤリティ、サービス料等	15%

## 3. VAT (付加価値税)

税率：7%

申告・納付期限：翌月15日

VAT納税義務者は、タイ国内で行った物品の販売及びサービスの提供、並びに物品の輸入を行った際にVATの徴収と納税義務があります。

売上による仮受VATから仕入等で支払いをした仮払VATを控除し、その差額を納税します。仮払VATの方が大きい場合には翌月以降に繰越して将来の仮受VATから控除するか、当該課税月の申告期限の日から3年以内に還付申告をするこ

### (表2)

控除項目	2016年以前	2017年以降
所得控除	課税所得の40%、上限6万バーツ	課税所得の50%、上限10万バーツ
基礎控除	3万バーツ	6万バーツ
配偶者控除	3万バーツ	6万バーツ
子女扶養控除	1万5千バーツ/人 ※3人まで	3万バーツ/人 ※人数制限なし

とができます。

## 4. 個人所得税

税率：0～35%の超過累進税率

タイに180日超居住している者はタイ国内において個人所得税を納付しなければなりません。通常は毎月源泉徴収します。翌年3月末までに確定申告をし、不足分が発生した場合には追加納付しなければなりません。

※給与、賞与以外にも、家賃手当、無償提供された住居の家賃相当分の会社負担の現物支給分も課税所得と見なされます。

また2017年より、個人所得税の計算において課税所得から控除される金額が、以下の通り改訂されました。(表2)を参照

その他、酒・タバコ等の嗜好品にかかる税金や石油・天然ガス、不動産事業特有の税金等もありますので、事業開始前に必ず専門家に相談するようにしてください。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

「あなたの  
OFFの  
すごし方」

タイ赴任後にタイ語の勉強を始めました。仕事で使えるレベルではないので、休日に覚えたてのタイ語をレストランやタクシーで使うところから実践しています。しかし声調(音の高低や上げ下げ)の難しいタイ語はなかなか通じず苦戦しています。スタッフとのミーティングをタイ語でできる日はまだまだ遠そうです。(坂本)

# もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

## M&Aを活用した事業承継の進め方

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長執行役員 荒井 洋一

今回は2段階目の「デューデリジェンス（会社の人間ドック）の実施」を紹介しましたが、今回は次の段階、「譲渡条件の最終確認」について解説します。

買い手が決まり、デューデリジェンスを受けた段階で、M&Aによる事業承継もほぼ終わったと、思われるかもしれませんが、最後のひと踏ん張りが必要な場面です。

ここでの最終確認、決定を行う事項は多岐にわたりますが、①株式譲渡の金額（デューデリジェンスで発見された会社の問題点への対応）、②M&A後の社長の処遇、③株式譲渡の契約時期を決定と一般的に大きな事柄の3つに絞ってご紹介します。

経営に関する大まかな条件はトップ面談時に確認しますが、買い手側は細かい内容まで把握できてない事から、この段階で詰めた条件の摺合せが必要となります。

### 株式譲渡の金額

一番大事な譲渡代金の条件をこの段階で決定します。ここで、買い手側からデューデリジェンスで発見された事柄を指摘され、M&Aが無くな

るのではないかと心配される方もいます。対処の仕方としては、最終契約書に「譲渡価格の調整」又は「クロージングの前提として、問題点を売り手側が解消する内容を盛り込む」ことを反映するのが一般的です。よくある事例を紹介します。

#### 【譲渡価格の調整】

##### ・簿外資産の発見

社歴の長い会社では、会社名義で保険を契約、解約返戻金の存在を会社の担当税理士が把握していないことがあります。この場合には、譲渡価格の調整をその分上乘せして調整する必要があります。弊社が携わった案件で、実際に数千万円単位の解約返戻金が発見されたケースもありました。

##### ・簿外負債の発見

主に労働問題に起因する簿外負債が挙げられます。未払の時間外労働代（未払い残業代）が発見された場合には、簿外負債として譲渡価格の調整が行われるため、注意が必要です。

#### 【クロージングの前提として、問題点を売り手側が解消】

##### ・名義株の存在

名義株が存在する場合には、名義人もしくは名義人の相続人から「株主ではない旨」の署名を株式譲渡の条件として盛り込むことがあります。

### M&A後の社長の処遇

デューデリジェンスでは、会社の経営面も見られますので、株式譲渡の次の日から社長やキーになる経営陣がいなくなった場合、会社の事業が回らないことも想定されます。その場合、社長に会長や顧問という形で数ヶ月の間、引継ぎを行って頂くケースもあります。

### 株式譲渡の契約時期

様々な理由から、株式譲渡の契約時期の申し出があります。決算期の都合や、買い手側が上場企業の場合には情報開示に起因する譲渡契約時期の摺合せの申し出があるケースもあります。

大事な摺合わせ段階で、かえって伝えるのが難しいことがあります。そんな時こそ、辻・本郷 税理士法人の担当者にご相談ください。ベストな結果を引き出せるようご支援させていただきます。

「あなたの  
OFFの  
すごし方」

役割柄あまりONとOFFを切り替えられる時間が少ないのですがOFFになれるのは仕事とは関係のない友人たちと仕事とは関係がない話をしながら食事を楽しむことです。(荒井)

●連載 — ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —

G  
o  
l  
u  
n  
i  
o  
n

# 脈動するインバウンド市場 vol.20

## 続・今読むべきオススの『訪日観光』読本

年間の訪日外国人2,800万人突破も確実といわれ、昨年9月号で紹介した後も、インバウンド関連の良書が数多く刊行されました。その中から、ラユニオンがオススする必読のオスス本を紹介します。



前回紹介したデービッド・アトキンソンの「新・観光立国論」。インバウンド関連書のスタンダードとなりましたが、「実践編」として続巻「世界一訪れたい日本のつくりかた 新・観光立国論（実践編）」が登場しました。前作同様、日本の観光はポテンシャルがあるにもかかわらず、活かし切れていないという論調はそのままに、より具体的な対策へと掘り下げています。どの国からの観光客を増やしたいのかという「ターゲットの設定」、量の観光から質の観光へと観光客の満足度を上げる「魅力のつくり方」、正しい「情報発信」についてなど、実際の事例を出し、こうあるべきではないかと提言しています。中でも、GWや夏休みなどの国内観光のピークに合わせ最適化された（「門限があるホテル」、「食事は大

広間で一斉に」など著者の言う「昭和の観光」から脱却し、お客さまへ多様な価値観を与え、外国人であってもリピーターになってもらえるようにならなければならぬと提唱する第3章は非常に興味深い。インバウンド関連の専門家であっても、学ぶことの多い良書であると思います。

### 旧態依然とした観光地に警鐘

若い経営者や、スタッフの挑戦を妨げる古株や先代経営者の事例がとにかく多いといい、日本の観光の問題点を実際の体験から指摘。次世代に、稼ぐ観光地として生き残るには、新たな挑戦を容認し、地域ぐるみで自分たちの街の魅力を再発見

してマーケティングしていくことが重要だと説いています。リピーターを獲得する意味についてなど、観光で稼ぐことの本質を捉えた本です。

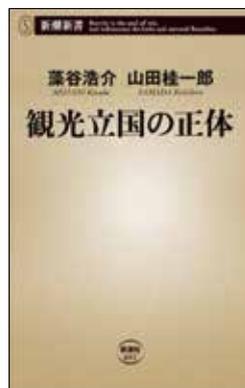
### 日本文化再発見

「お茶」、「書道」、「華道」等の体験はもちろん、「江戸切子作り体験」や「手ぬぐい作り体験」、「忍者体験」まで、東京近郊で実際に体験出来る56のプログラムを紹介。テキストは日本語と英語のバイリンガルになっているので、外国人への案内にも最適。知ってはいたけどやったことのないような体験が数多く紹介されており、実はこの本の中からぶらトクに採用された体験もあります。



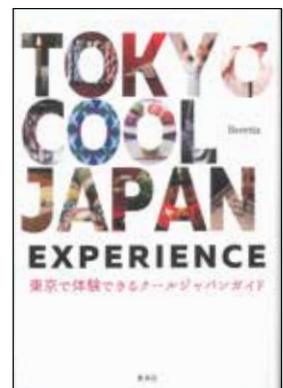
『世界一訪れたい  
日本のつくりかた  
新・観光立国論（実践編）』

デービッド・アトキンソン  
東洋経済新報社



『観光立国の正体』

藻谷 浩介, 山田 桂一郎  
新潮新書



『TOKYO COOL JAPAN  
EXPERIENCE  
東京で体験できるクールジャパンガイド』

Beretta  
雷鳥社

徳田孝司の マルトク  
「月刊 トク堂」

#16 広大地 贈与のラストチャンス  
～年内贈与で相続税額に大きな差～

1. 2018年1月1日以降、広大地の評価額が上がります

現行の広大地<sup>\*</sup>については、その面積に応じて一定の評価減が認められています。土地の地形等は考慮されておらず、面積に比例して評価減(最大65%の減額)の率が定められています。

今回の改正により、改正後は土地の地形等が考慮される一方、面積による評価減率が大幅に縮減(最大29%の減額)されるため、評価額が大きく上昇することが予想されます。

※三大都市部は、基準500㎡以上(三大都市部以外は1000㎡)で、一定の条件を満たしたものの

2. 年内贈与で、大きなメリット

下表をご覧ください。改正前後で土地評価額が大きく違ってくるため、年内で贈与した場合と年明け後に贈与した場合は、税額に大きな差が生じます。相続時精算課税贈与の場合、2,500万円控除後の金額に対して20%の贈与税の負担となりますので、贈与税において870万円の差となります。また、将来の相続税においては、さらに1,305万円の差となり、合計で2,175万円もの差が生じます。

3. 留意点

広大地は、固定資産税評価額が高い土地であるため、贈与登記に伴う登録免許税や不動産取得税の負担も大きくなります。また、相続時精算課税贈与を適用した場合のデメリットである将来の土地の値下がりや暦年贈与との比較などもあわせて検討する必要があります。

徳田孝司 トク

広大地 改正による影響シミュレーション

期限	土地評価額	相続時精算課税贈与税	将来の相続税	税額 合計
平成29年12月31日まで	6,750万円	850万円	2,525万円	3,375万円
平成30年1月1日以降	1億1,100万円	1,720万円	3,830万円	5,550万円
改正による影響額	4,350万円	870万円	1,305万円	2,175万円

前提条件

1. 時価 2億円
2. 路線価による通常評価額 1.5億円
3. 現行広大地評価額 6,750万円(補正率55%)
4. 改正後評価額 1億1,100万円(補正率26%)
5. 相続税負担率 50%

「あなたのOFFのすごし方」

OFFは、本と50歳過ぎてから始めたゴルフ。10年以上やっているもののスコアの女神は微笑まず。そんな中、春先に何故か89が出てビックリ。でもその後は、いつもの110前後。そろそろ、ちゃんと考えないと老後(OFF)があぶない?(徳田)



寿命が延びたんですよ

寿命が縮んだよ

# Warmup



今回のパートナー  
 新宿ミライナタワー事務所  
 法人第四部 統括部長  
 甲州エリア長  
**藤 正宏**さん  
 盛岡支部で8年間、地域の税務に携わってきたが、2017年10月1日より新宿ミライナタワー事務所に異動。専門は法人税務。

# #020 ぶらぶら徳田理事長と行く ぶらぶらトーク 新宿のダンス教室でLet's Danceの巻

**HIP HOPで  
明るく元気になる**

趣味は草野球という、法人第四部統括部長の藤正宏さん。もっと、体のキレがほしいと同僚に相談したところ、ダンスを勧められました。理事長と向かった先は、なんとHIP HOPダンスの教室。先生は有名アーティストのバックダンサーやTV-CMの振付の実績を持つ比美野めいびさんです。



これは楽しい！

人生の60年の中  
ない経験だ

# Rehearsal

何度も、何度も繰り返し練習して、振り付けを覚えました。

最初のストレッチから、藤さんは「これは効きますね」、理事長は「あいたた、けっこう、筋肉を使うねえ」と大騒ぎ。体がぽかぽかに温まったのを見計らって、レッスンは開始となりました。

基礎とはいえ、先生の丁寧な指導のおかげで、二人はメキメキ上達。「全身運動で体が滑らかになった気がする」と藤さんが感想を話せば、理事長も「テレビで見ただけの世界だと思っていた」と、にっこり。「何事もリズム感が大事だね」と、パツチリとポーズをキメる二人でした。



新登場、ぶらぶらTシャツでコーディネートしました。

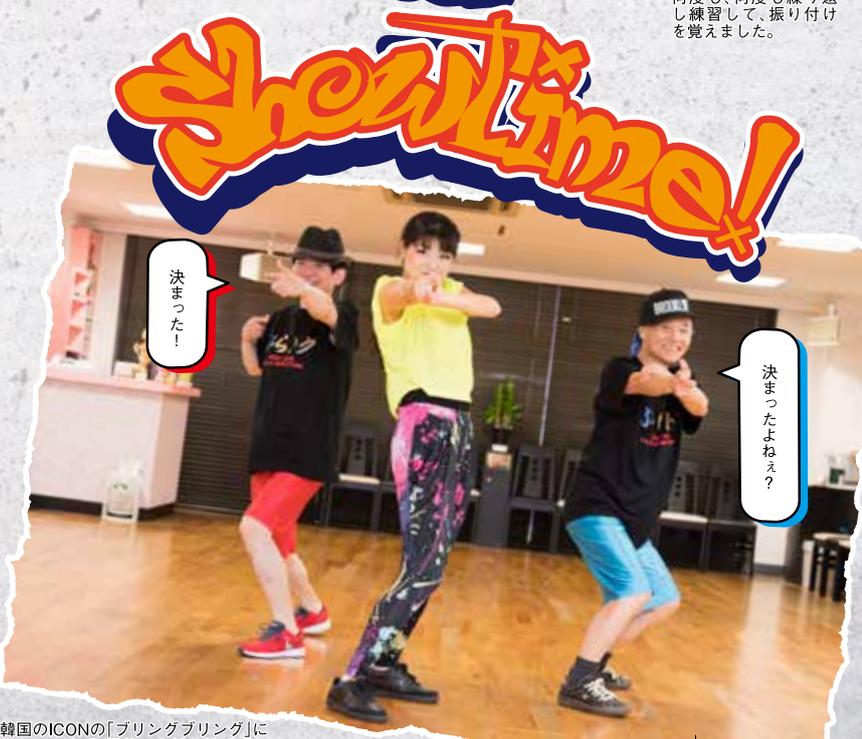
- ★★★=大満足、プライベートでも行こうかな！
- ★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
- ★=[「.....」]



オフショットが見られる、ぶらぶらFacebookはこちら。



先生に星3つあげたい



決まった！

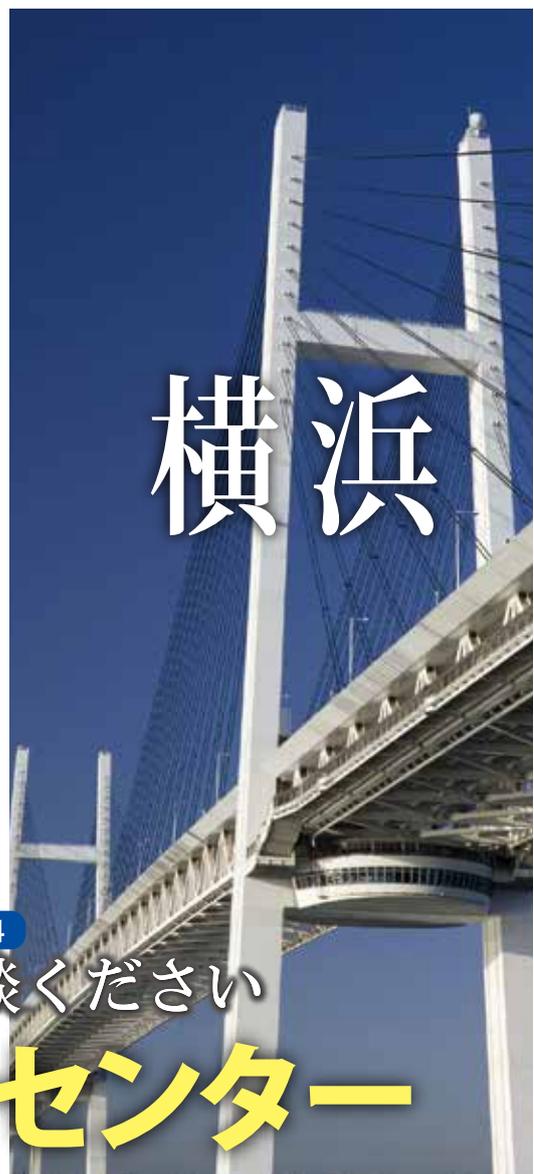
決まったよなえ？



丸の内



渋谷



横浜

初回相談無料

相続について、なんでもご相談ください

**辻・本郷 税理士法人 相続センター**

東京近郊のお客様の相続税申告をきめ細かいサービスでお手伝いいたします。  
相続財産が遠方にある場合でも、辻・本郷 税理士法人のネットワークにより、  
余分な経費のご負担なく対応させていただきます。



**辻・本郷 税理士法人**  
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

<http://www.ht-tax.or.jp>

<p><b>丸の内相続センター</b> (辻・本郷 税理士法人 東京丸の内事務所内)</p>	<p>お問い合わせ</p>	<p>[TEL] <b>03-6212-2834</b> [MAIL] <a href="mailto:asano@ht-tax.or.jp">asano@ht-tax.or.jp</a> (担当：浅野) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 10 階</p>
<p><b>渋谷相続センター</b> (辻・本郷 税理士法人 渋谷事務所内)</p>	<p>お問い合わせ</p>	<p>[TEL] <b>03-6418-6761</b> [MAIL] <a href="mailto:a.yamada@ht-tax.or.jp">a.yamada@ht-tax.or.jp</a> (担当：山田) 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー 13 階</p>
<p><b>横浜相続センター</b> (辻・本郷 税理士法人 横浜事務所内)</p>	<p>お問い合わせ</p>	<p>[TEL] <b>045-328-1557</b> [MAIL] <a href="mailto:y.sugimoto@ht-tax.or.jp">y.sugimoto@ht-tax.or.jp</a> (担当：杉本) 〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-11-11 NMF 横浜西口ビル 4 階</p>

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通ビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301 (代表) FAX.03-5323-3302
新宿アルタ事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷餅町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中事務所	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺事務所	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山事務所	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル (旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カパーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

今回のぶらトクはHIPHOPダンス！文化系男子の自分としては未知な撮影でした。徳田理事長とパートナーの藤さんのごこちない動きを期待してましたが、意外や意外！お二人ともダンスのセンスがあって、激しい動きにビントを合わせるのに必死でした。メインのカットもパッチリ決まり、気分はもうB-BOY！  
次回の撮影も楽しみです。(吉永)

## 「つなげる=Connect」

お客様とともに、つながる先の未来を創る

お客様内部の部署や業務をより良い未来へつなげる  
業務改善コンサルと、そのコンサルから派生して、  
お客様同士の紹介や、新しい事業展開へとつなげることを、  
私たちは目標としています。



# Hongo Connect & Consulting

## 会計 × 業務改善 × システム || コネクトコンサルティング

- 税理士法人が母体であるため会計税務に強い
- 会計から遡って請求業務や経費精算など管理業務に強い
- 管理業務系システムに強い

——— これら3つをつなげるコンサルを強味とする会社です。

### 事業内容 SERVICES



#### コンサルティング

多くの業種の企業に関わった経験を活かし、徹底したヒアリングから課題を明確化し業務改善を提案させていただきます。また、コンサルから派生してお客様同士のつながりを私たちは大事にしていきます。



#### 経理入力代行 記帳代行

日常業務である領収書や請求書等の入力代行をいたします。また、経験豊富なスタッフが入力代行を通じて会計業務のサポートや改善も支援させていただきます。



#### 提携・商品紹介

辻・本郷グループが誇る、顧問先企業数10,000社を超えるネットワークより、コスト削減サービス、リスクマネジメント、人材紹介など、多数の企業と提携し、商品紹介のご支援をさせていただきます。



#### システム導入支援

お客様の事業内容・業務内容に合わせた改善策を見つけ出し、クラウドシステム導入、システム構築・改善のご提案を行います。またシステムエンジニアの支援も行っております。

お問い合わせはこちらのメールへ  
お気軽にご連絡ください



[hcc-sales@ht-tax.or.jp](mailto:hcc-sales@ht-tax.or.jp)